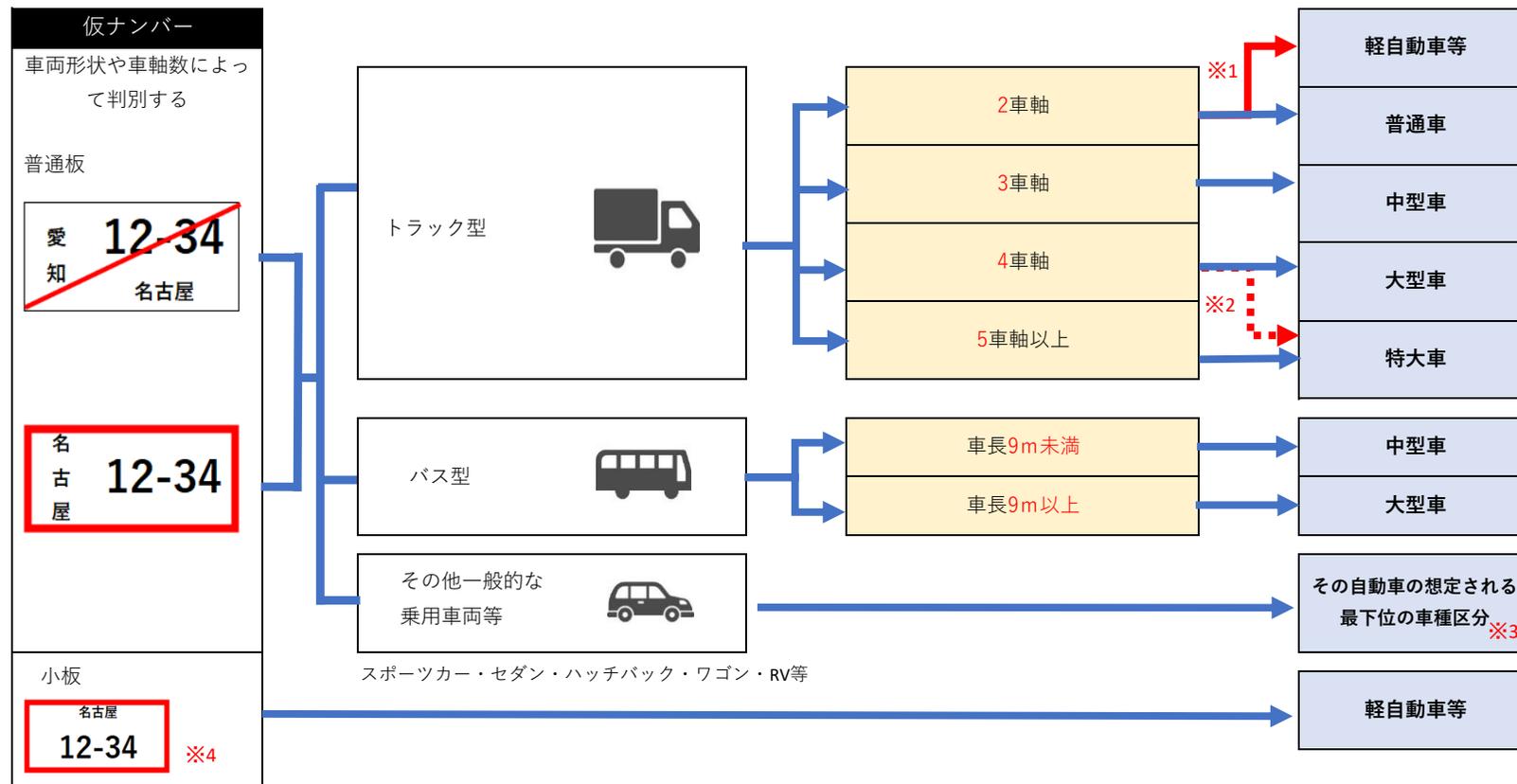


「仮ナンバー」とは、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標及び臨時運転番号標の総称です。



※1 軽自動車規格（長さ3.4m以下・幅1.48m以下・高さ2.0m以下 総排気量660cc以下）に相当する場合

※2 車両制限令超えの車両（長さ12m以下（セミトレーラ16.5m以下・フルトレーラ18m以下）・幅2.5m以下・高さ3.8m以下 車両総重量20t～25t以下（セミ・フルトレーラ36 t以下））

※3 例えば、外見上普通車の場合は、普通車の区分となります。

※4 検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、被けん引自動車である軽自動車）の試運転・回送・その他特別の事由がある場合

※ナンバープレートを破損や紛失したために仮ナンバーを取り付けている等の特殊な例を除き、仮ナンバー車については、ETCのご利用ができません。

（ETC車載器のセットアップ情報には、ナンバープレート情報が含まれていますので、ナンバープレート情報のない車両がETCを利用することは、ETCシステム利用規定に反することになります。）

※連結車両の場合は、被けん引車が仮ナンバーを付けていても通常の連結車両と同じ取扱いとなります。